

中央区公衆喫煙場所 設置等助成制度のご案内

中央区では、受動喫煙の防止及び非喫煙者と喫煙者が適切に共存できる分煙環境の確保を目的として公衆喫煙場所を設置する際に、その設置及び維持管理に係る経費の一部を助成しています。

1 助成対象者

区内の土地・建物を所有又は使用している方
(国、独立行政法人又は地方公共団体は対象外となります。)

2 助成の対象となる公衆喫煙場所の要件

対象となる公衆喫煙場所は「屋内喫煙場所」又は「屋外喫煙場所(コンテナ型)」です。
なお、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 床面積が5平方メートル以上であること。
- (2) 供用開始の日から、最低5年間は継続して供用すること。
- (3) 無料で利用することができること。
- (4) 1日8時間以上かつ週5日以上供用すること。
- (5) 区が公衆喫煙場所として公表することに同意すること。



3 助成金額

区分	助成対象経費	上限額
設置経費	工事費、排気設備費 灰皿その他備品費、機械設備費等	重点地域 1,000万円/1か所 その他の地域 700万円 ※令和7年度は区内全域が重点地域です。
維持管理経費	電気代、設備、備品の保守 清掃及びごみの処理に要する費用 ※助成決定後の公衆喫煙場所を供用する期間が1年間に満たない場合は、助成を決定した月数に15万円を乗じた金額が上限となります。(助成を決定した期間のうち1か月に満たない月数がある場合はその月は日割り算出となります。)	※180万円/年額 連続した5年間 (再申請可)

- 国その他の団体等から助成を受けている場合は、助成対象経費から設置経費、維持管理経費を控除した額に基づき助成額を算出します。
- 設置経費の助成について、1つの敷地につき、1か所までとなります。
屋内屋外に1か所ずつの助成はできません。
- 設置経費と維持管理経費の助成を両方受ける場合は、設置後すでに供用開始されていることが維持管理経費の助成を受ける要件となります。
- 5年間運営を継続できなかった場合は、助成金の一部を返還していただくことになります。

★助成金の活用を検討する場合は、必ず事前にご相談ください。

【問合せ先】 中央区保健所生活衛生課生活衛生事業係

〒104-0044 中央区明石町12-1 (中央区保健所3階)

☎ 03-3546-5762